

# 掲示

## 「令和2年度飯豊山系砂防事務所管内災害時等支援業務」 に必要な資格を有する法人等の公募について（随時受付）

標記について、下記により公募する。

審査の結果、3. の応募要件を満たすと認められる災害時等支援者（以下「支援者」という。）がいる場合は、その者が所属する民間会社又は公益法人（以下「法人等」という）を「令和2年度飯豊山系砂防事務所管内災害時等支援業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）の締結の相手先として指名する予定である。

令和2年6月25日  
北陸地方整備局  
飯豊山系砂防事務所長  
石川 一栄

記

### 1. 業務概要

本業務は、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所管内における自然災害（出水、土石流、地震等の災害）時の情報収集、提供、応急復旧工法等のアドバイスなどの支援業務を行うものである。

この業務を遂行する支援者は砂防事業のみならず、管内の直轄砂防施設の状況及び荒川流域、加治川流域の地域特性を熟知していることが必要である。このため、緊急時等の出動要請に対して速やかにその態勢を確保し、又は出動要請に応じることができる支援者を有する法人等の公募を実施するものである。

- (1) 業務名 令和2年度飯豊山系砂防事務所管内災害時等支援業務
- (2) 業務場所 飯豊山系砂防事務所管内
- (3) 業務内容
  - ① 飯豊山系砂防事務所管内の自然災害等に関する情報の収集・提供
  - ② 応急復旧工法等に関するアドバイス
  - ③ 関連組織との連携・調整
  - ④ その他、自然災害に対する危機管理業務
- (4) 履行期間 協定締結日から令和3年3月31日まで

## 2. 業務目的

本業務の目的は、飯豊山系砂防事務所管内において自然災害が発生した場合又はその発生の恐れがある場合等に、飯豊山系砂防事務所と締結する協定書に基づき、土砂災害防止や災害復旧活動に関する活動の支援を行うものである。

## 3. 資格者資料を求める対象者

資格者資料を提出できる者は、以下の要件の全てを満たしていること。

### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- ② 北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般土木工事、測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務のいずれかに係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- ③ 北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

### (2) 業務執行体制に関する要件

#### 1) 地理的条件

- ① 飯豊山系砂防事務所管内における災害時等に支援者の派遣が可能な法人等であること。
- ② 支援者の自宅又は勤務地を出発地点として、自家用車又は公共交通機関を利用して、概ね2時間以内に飯豊山系砂防事務所又は関川砂防出張所のいずれかへ到着できること。

#### 2) 支援者の資格又は実務経験等に関する要件

支援者は、北陸地方整備局、新潟県又は山形県での行政経験を有する者で、以下のいずれかの資格又は実務経験等を有すること。

- ① 斜面判定士の資格を有すること。
- ② 斜面判定士に関わる講習会の受講を修了した者であること。ただし、直近年度の修了証の写しを添付のこと。
- ③ 北陸地方整備局管内の砂防行政経験を10年以上有すること。

## 4. 資格者資料の作成及び提出

### (1) 担当課

〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町3丁目48  
北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所 工務課  
電話 0238-62-2567 FAX 0238-62-4635

### (2) 資格者資料作成要領の交付期間、場所及び方法

令和2年6月25日から令和3年2月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分までに窓口、電話又はFAXにより、申し込むこと。ただし、FAXによる場合は、着信確認を行うこと。

交付場所： 〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町3丁目48  
北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所 工務課

電話 0238-62-2567 FAX 0238-62-4635

交付は、窓口または電子メールにて行う。電子メールによる交付を希望する場合は電子メールアドレスを担当課に伝えること。

(3) 資格者資料の提出期限並びに提出場所及び方法

資格者資料作成要領の公布日から10日以降（土、日、祝日を除く）で令和3年2月26日17時00分まで

提出場所：4. (1)に同じ。

提出部数は1部とし、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）するものとする。なお、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

5. その他

- (1) 提出された資格者資料は返却しない。
- (2) 資格者資料に関する問い合わせ先は4. (1)に同じ。
- (3) 詳細は資格者資料作成要領による。
- (4) 本業務の協定締結の予定日は、別途通知する。

以上